令和８年 11 月 25 日
教育課程企画特別部会
参 考 資 料 ２ － ２

次期学習指導要領等に向けた審議まとめに対する意見

令 和 ８ 年 １ １ 月 ２ ０ 日
指定都市教育委員会協議会

次期学習指導要領等に向けた審議まとめにおいては、急速な社会変化や技術革新の進展、価値観や生き方の多様化などを背景として、児童生徒一人一人が自らの可能性を発揮し、予測困難な時代を主体的に生きるために必要な資質・能力を育成する観点から、今後の学校教育の方向性が示された。

とりわけ、「主体的・対話的で深い学び」の実装、多様性の包摂、実現可能性の確保という三つの視点を相互に関連付け、教育課程改革全体を構想している点に大きな特徴がある。なかでも、全ての児童生徒に同一の教育課程を提供することを前提とした従来の枠組みから、多様な子供たちの学びを教育課程全体で保障する方向へと発展させたことは、教育課程改革の新たな段階を示すものであり、今後の学校教育の在り方に重要な示唆を与えるものと受け止めている。

指定都市教育委員会協議会としては、今回示された考え方を学校現場において実効性のあるものとしていくためには、制度面の見直しのみならず、その理念を支える人的・物的・財政的基盤の整備を併せて進めることが不可欠であると考え、以下のとおり意見を申し述べる。

１　「主体的・対話的で深い学び」の更なる充実について

今回示された方向性においては、児童生徒が習得した知識や技能を実生活や社会との関わりの中で活用しながら、自ら問いを立て、多様な他者との対話や合意を通じて学びを深めていくことを重視し、「主体的・対話的で深い学び」の更なる充実を図ることとしている。

こうした学びは、変化の激しい社会の中で、自ら考え、判断し、新たな価値を創造しながら行動する力を育む基盤となるものであり、学校教育全体を通じて着実に推進されることが求められる。

その実現に当たっては、教師の専門性と創意工夫が十分発揮されることが不可欠である。しかしながら、多数の学校及び児童生徒を抱える指定都市においては、不登校児童生徒の増加への対応、日本語指導を必要とする児童生徒や外国につながりのある児童生徒への支援、特別支援教育の充実、複雑化・多様化する生徒指導上の課題への対応など、大都市特有の教育課題への取組が求められている。

こうした中にあって、「主体的・対話的で深い学び」を着実に実現するためには、中学校における 35 人学級の実現を着実に進めるとともに、その後も学級編制標準の見直しを含めた計画的な教職員定数改善に継続して取り組まれたい。

２　多様な学びの保障について

多様な背景や教育的ニーズを有する児童生徒が増加する中、一人一人の状況や特性に応じた学びを保障することは、今後の学校教育における重要な課題である。

今回示された考え方は、多様な学びに関する課題を個別の支援として捉えるのではなく、教育課程全体の課題として位置付けている点に特徴がある。児童生徒一人一人の状況や認知特性、学び方の違いを踏まえながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることは、誰一人取り残されない教育の実現につながるものであり、大きな意義を有するものである。

また、多様な学び方や成長のプロセスを尊重しながら、それぞれの可能性を最大限に伸ばしていくという視点は、これからの学校教育の基盤となるものである。

児童生徒一人一人が、それぞれの状況や特性に応じた学びを選択し、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、多様な学びを支える制度及び施策の一層の充実を図るとともに、その実現に向けた制度整備を確実に進められたい。

３　教育課程の柔軟化及び「余白」の創出について

それぞれの状況や特性に応じた学びを支えるためには、教育課程の柔軟化を進めるとともに、児童生徒と教師双方にとっての「余白」を確保する視点が重要である。

ここでいう「余白」は、単なる時間数の削減や効率化を目的とするものではなく、児童生徒が試行錯誤しながら学びを深め、自らの興味や関心に基づいて探究するための時間的・教育的な余裕を生み出す。また、教師が授業改善や教材研究、児童生徒理解等に取り組む時間の創出は、教育活動全体の質の向上につながる。

調整授業時数制度は、こうした取組を可能とする制度として期待される一方、その活用の在り方によっては学校間又は地域間で取組状況に差が生じることも想定される。

本制度が本来の趣旨に沿って活用されるためには、学校現場がその意義を十分理解し、教育課程の創意工夫につなげられるようにすることが重要である。

そこで、制度の趣旨が学校現場のみならず保護者や地域にも十分理解され、学校・家庭・地域が目指す子どもの姿を共有しながら活用できるよう、実践事例の情報提供や運用上の考え方の整理を進めるとともに、導入後においても活用状況や教育効果について継続的な検証を行い、その結果を必要な改善につなげられたい。

４　学習評価の改善について

学習評価は、児童生徒の学習改善及び教師の指導改善につながるものであることが重要であり、評価そのものが目的化することは避けなければならない。

今回示された考え方は、学習評価を個々の活動や結果の確認にとどめることなく、単元等のまとまりの中で児童生徒の学びや成長を捉え、学習改善及び指導改善につなげようとするものである。また、「統合的な理解」や「総合的な発揮」を重視しながら形成的評価の充実を図る方向性は、児童生徒一人一人の資質・能力の育成をより確かなものにするものとして評価できる。

一方、新たな評価の考え方が学校現場において過度な記録負担や事務負担を生じさせた場合には、本来重視すべき授業改善や児童生徒理解に支障を来すことも懸念される。

制度設計に当たっては、学校現場における運用可能性を十分考慮するとともに、学習改善及び指導改善につながる学習評価の実現に向けて、評価の在り方や運用について分かりやすく示されたい。また、評価改善の趣旨について、保護者や地域の理解促進に努められたい。

５　情報活用能力の向上について

デジタル技術の発展や生成ＡＩの普及を踏まえれば、情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力として、その重要性が一層高まっている。また、情報を活用する技能に加え、情報の真偽や信頼性を見極

める力、情報モラル及びメディアリテラシーを育成することも重要である。

今回示された考え方は、情報活用能力を全ての学びを支える基盤として位置付けるとともに、生成ＡＩを含むデジタル技術を活用しながら、子どもたちが主体的に課題を発見・解決し、新たな価値を創造する力を育成しようとするものであり、その方向性は高く評価できる。

今後は、情報を収集・整理し、その妥当性を判断するとともに、多様な情報を根拠として自ら考え、判断し、表現する力を育むため、小学校から高等学校までを通じて情報活用能力を体系的に育成できる教育課程の具体的な構築を進められたい。

また、生成ＡＩを含むデジタル技術を効果的に活用した指導の充実に向けては、情報教育を専門的に担う教員について、高度化する情報技術や情報教育に対応できる専門性の向上を図るための研修体制を充実されたい。あわせて、全ての教員が教科や校種を問わずデジタル技術や生成ＡＩを適切かつ効果的に活用できるよう、実践的な研修機会の充実を図られたい。

加えて、中学校「情報・技術科」に関しては、授業時数が現在の技術分野と比較して、概ね倍増することが想定されるが、指導者の確保に非常に大きな困難が予想される。現場の実態を十分に踏まえ、指導者確保に向けた施策の着実な実施とともに長期的な視点に立った計画的な教員養成を図られたい。

さらに、一人一台端末を活用した学習環境の維持・更新及びデジタル学習基盤の充実について、中長期的な視点に立った支援を図られたい。

６　実現可能性を支える条件整備について

学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、今回示された改革を学校現場において着実に実現していくためには、その理念を支える条件整備を同時に進めることが不可欠である。

制度設計及び運用に当たっては、学校現場の実情を踏まえ、必要な準備期間の確保と柔軟な制度運用を図るとともに、導入後の実態把握及び効果検証を継続的に行い、その結果を制度改善に反映されたい。また、今回示された改革は、学校現場や地方公共団体の努力のみに委ねることで実現できるものではない。改革の理念を学校現場において着実に実現し、持続可能な教育改革として定着させるため、必要な人的・財政的措置を国の責任において確実に講じられることを強く求める。

おわりに

次期学習指導要領等に向けた審議のまとめは、これからの社会を生きる児童生徒の学びを支えるため、学校教育の在り方そのものを問い直し、新たな時代にふさわしい教育課程の構築を目指すものとして受け止めている。

指定都市教育委員会協議会としては、今回示された改革の理念が各地域の実情の中で具体的な教育活動として結実し、全ての児童生徒の可能性を引き出す学びの実現につながることを期待する。

今後の制度化に当たっては、一律の制度運用を志向するのではなく、それぞれの地域や学校の実情を踏まえた創意工夫が十分に生かされるものとなるよう、地方公共団体及び学校現場の実践や知見を十分踏まえながら検討を進められたい。

指定都市教育委員会協議会としても、国と方向性を共有しながら、各都市が有する実践や知見を持ち寄り、全ての子どもたちの可能性を最大限に引き出す教育の実現に向けて、教育改革の推進に積極的に取り組んでまいりたい。